

1. 事業名

ALPS 処理水の処分に伴う福島県及びその近隣県の水産物等の需要対策等事業（令和 5 年度）

2. 事業目的

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の廃炉・汚染水・処理水対策は、世界にも前例のない困難な事業であり、国も前面に立って、様々な対策を講じている。

令和 3 年 4 月、今後の廃炉作業を遅滞なく進めるに当たり、敷地内に貯蔵される多核種除去設備等処理水（以下、「ALPS 処理水」という）を海洋放出する方針（以下、「基本方針」という）を決定した。基本方針策定以降、漁業者を始め地元住民等との車座対話や全国規模での情報発信等の取組も強化し、理解醸成の取組は進展してきている。他方、福島県及びその近隣県の地方自治体や、漁業関係者等から、追加的な風評影響による水産物等の需要減を懸念する声がある。こうした観点から、ALPS 処理水の海洋放出に係る風評対策を行うに当たっては、その安全性や必要性に関する理解を国内外に広く醸成するとともに、製品の魅力や安全性を周知することにより、海洋放出の開始後も変わらず消費される環境を作ることが極めて重要である。

本事業は、こうした政策目的を実現するため、流通・小売事業者等と連携した販路拡大の取組や、各種イベント等を通じた、全国の消費者や事業者等に対する安全性・魅力発信等、多方面に向けた取組を実施するものである。

3. 事業内容

上記目的の達成のため、主に以下の業務を実施する。なお、実際に業務を実施するに当たっては、本紙に記載の内容にとどまらず、資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室（以下、「担当課室」という）と相談の上、最も効果が高いと考えられるものを機動的に実施することとする。

併せて、担当課室の指示の下、業務の企画及び実施において、関係自治体・団体等のヒアリングを行い、ニーズの聴取とそれを踏まえた事業の企画・提案等を実施できる専門性を有する人材を含めた体制を整えるものとする。

なお、以下の業務については、原則として令和 4 年度に実施した事業（「ALPS 処理水の処分に伴う福島県及びその近隣県の水産物等の需要対策等事業」）において展開した「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」のもとに実施することとする。

（1）流通・小売事業者等と連携した販路拡大の取組の実施

流通・小売事業者等の協力を得つつ、店頭における物産展やキャンペーンといった取組を通じ、一般消費者に対し、福島県及びその近隣県産品（以下、単に「産品」という）の購入・入手機会の提供や、販促活動を実施する。その際、多くの消費者の関心を獲得できるよう、取組の種類や内容、頻度等について最大限考慮するとともに、効果が一過性のものではなく、その後も継続して産品の消費拡大に寄与するものとなるよう、工夫する。

(2) 各種イベント等を通じた製品の魅力発信

製品の魅力・安全性について触れることができるよう、例えば消費地市場における事業者や一般消費者等を対象としたイベントの実施や、水産見本市におけるPRなど、種々の取組を実施する。

その際、(1)と同様の考えの下、取組の種類や内容、頻度等について最大限考慮するとともに、効果が一過性のものではなく、その後も継続して製品の消費拡大に寄与するものとなるよう、工夫する。

(3) 取組に関する宣伝及び成果の周知

(1)(2)の取組を実施するに当たっては、その効果を最大限高めるため、当該取組のターゲットや地域に応じ、広告等を含む種々の手段を用い、十分な宣伝を行う。併せて、取組の実施後に当たっては、大消費地の消費者等に向け、その成果を発信するとともに、その後の取組の周知を行うため、新聞への広告記事の掲載等を行う。

(4) 報告書の作成

事業の成果について、報告書を取りまとめたうえで、事務局を經由して担当課室に納入すること。なお、必要部数や書類形式等については、事務局と相談すること。